

# 八千代第一中学校部活動運営方針について（改訂版）

令和6年4月1日

## 【部活動の基本的な考え】

- ◎部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- ◎全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

1 ねらい 生徒のバランスのとれた生活や成長及び教員の負担軽減に配慮して、適切な部活動を実施運営する。

2 町内での統一事項

(1) 部活動の休養日の設定

### 【原則として、週2日の休養日を設ける】

- ・月曜日は休養日とする。
- ・土日いずれかを休養日とする。
- ・閉庁日
- ・長期休業中は、ある程度の長期の休業期間を設定する。  
8/13～8/16・・・お盆期間中  
8月最終の5日間  
12/29～1/3・・・年末年始  
(家庭や地域とのふれあいや新学期準備の為)

### 【留意事項】

試合期において土日ともに活動しなければならない場合には、顧問等の指導者は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て行う。その際、必ず月曜以外の平日に休養日を設定する。

※ 試合期を 5月～7月（総体）及び 9月～10月（新人）にとらえる。

注）試合期の「試合」とは、中学校では全国中学校体育大会及び県新人体育大会（いずれも予選を含む）予選は下記の通りとなる。

総体→県民総合体育大会結城郡予選→同県西地区大会  
→県民総合体育大会中学校の部→関東ブロック大会8月上旬  
→全国中学校体育大会

※ 文化部においては、コンクール等の時期を試合期とする。

(2) 部活動の活動時間及び配慮内容

### 【1日の活動時間は、平日は上限2時間、休業日は上限3時間とする】

大会や練習試合の当日は除く。ただし、休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。

### 【配慮事項】

- 夏季休業中は、関東・全国大会等への出場を除き、1、2年への移行期間であるので、チームと個人の基礎づくりにねらいを置き、無理のない計画で活動を進める。
- 活動計画は前もって学校に提出する。
- 下校時刻を町内統一する。← 防災無線での下校放送に合わせる。
  - ・遠距離通学の生徒や不審者対応に配慮する。
  - ・悪天候時は下校時刻を早める配慮をする。
- ★ 環境省より出される暑さ指数(WBGT)が31℃以上の時は、当該地域・時間帯における運動は原則中止とする。
- ★ 高温や多湿時において、主催する大会や練習試合、練習については、大会の延期や見直し、練習試合、練習の中止等など、柔軟な対応をすること。やむを得ず開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や摂取、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いがある場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。

(3) 部活動の朝の活動

**【原則として朝の練習は行わない】**

朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限る。実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。

**【留意事項】**

- 顧問等の指導者が朝練習を必要と判断した場合は、事前に校長の許可及び保護者の理解を得て期限を定め計画的に実施する。  
〈例〉・大会直前の調整や放課後に十分な活動時間が確保できない状況が続く場合  
・陸上競技大会や駅伝競走大会等への参加のため、部活動以外で練習が必要な場合  
・その他（吹奏楽コンクール、英語コンテスト、生徒会活動等）
- ※ 生徒の体力・意欲・目標等を確認し、保護者の十分な理解と協力が得られる場合のみ実施する。
- ※ 実施する場合は、活動時間を厳守する。
  - ・午前7時より前に登校させない。7：10開始～7：50終了（町内で統一）
  - ・顧問が必ず指導する。

(4) 活動の見直しを今後継続して適宜行う。

- 練習活動の質と量の関係について
- 効率的かつ効果的な練習等に着眼して、指導者としての研修を行う。  
研修の場・・・例〔中高合同練習会等、中高での連携で優秀な指導者から学ぶ〕

(5) 大会参加等の見直し

- 月1回程度の大会参加とする。（総体・新人戦含む）

「参考資料」

- (1) 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）
- (2) 「茨城県運動部活動の運営方針」（平成30年5月 茨城県教育委員会）
- (3) 保体第444 「茨城県運動部活動の運営方針の策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（通知）」（平成30年5月30日茨城県教育委員会）
- (4) 保体第555 「運動部活動の活動方針等を策定する際の留意事項について」（依頼）  
（平成30年6月18日茨城県教育委員会）
- (5) 「茨城県部活動の運営方針の策定及び部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」（通知）文第1221号 （令和元年7月18日茨城県教育委員会）
- (6) 茨城県「部活動の運営方針」（令和4年12月 茨城県教育委員会）

附則 この規約は平成30年10月1日より施行する。

平成30年12月7日	一部改正
令和元年10月1日	一部改正
令和2年7月1日	一部改正
令和6年4月1日	一部改正